

## 学校生活のマナー

内灘高校の生徒としての自覚のもと、品位ある行動や服装をする。

### □あいさつ

- ・日常生活で積極的にあいさつすること。
- ・職員室の入退室の際は大きな声ではつきりと「失礼します」「失礼しました」とあいさつすること。
- ・授業の開始と終了のときは元気よく「お願いします」「ありがとうございました」のあいさつすること。

### □節度ある行動

- ・登校時刻や、授業開始時などあらゆる場面で時間を守ること。
- ・礼儀正しく、穏やかな言葉づかいを心がける。
- ・思いやりを持って人と接する。
- ・公共物を大切にすること。
- ・ゴミを分別し、環境の美化に努める。

### □身だしなみ ※面接試験を意識した容姿を基準とする

ア. 服装………本校指定の制服を着用すること。

- ・制服を改造・変形しないこと。
- ・スカートを短くしたり、ズボンを下げて着用したりしないこと。
- ・**長袖のシャツを着るときは、ネクタイ・リボンを必ず着用し、シャツの裾をズボン・スカートの中に入れる。**
- ・**半袖のシャツを着るときは、ネクタイ・リボンは着用せず、シャツの裾をズボン・スカートの中に入れない。**
- ・スラックス着用時はベルトを着用すること。
- ・本校で指定されていないセーター、カーディガンを着ないこと。
- ・防寒具はブレザーの上から羽織れる物について認める。(校舎内着用禁止)
- ・ブレザーの内側にパーカー、トレーナー等を着用しない。
- ・派手なソックスは禁止する。(白・黒・紺の単色とする)
- ・通学は靴、スポーツシューズで登下校すること。また、かかとを踏みつけないこと。
- ・サンダル(クロックス等を含む)での登下校はしないこと。
- ・校内ではスリッパ履きとする。(体育館用シューズを履かないこと。)

イ. 頭髪………頭髪は清潔端正で高校生らしい髪型であること。

- ・ムースやヘアWAX等の整髪剤はつけない。
- ・前髪は眉にかかるないようにする。
- ・男子の横髪は耳にかかるず、前から見ても耳が全て見える長さにする。
- ・男子の後ろ髪は襟にかかるず、前から見ても後ろ髪が見えないようにする。
- ・特殊なカット(例:アシンメトリー左右非対称、ドレッド、オールバックなど)は禁止する。
- ・パーマ、カール、脱色、染色、エクステンション等は禁止する。
- ・ドライヤー、アイロン等での過度な加工も認めない。
- ・短髪にラインやそり込みを入れない。
- ・頭髪に派手な装飾品をつけない。

## ウ. 装飾品

- ・不必要的装飾品(指輪・ネックレス・ピアス・ブレスレット, カラーコンタクト等)をつけて登校しないこと。
- ・化粧, マニキュア等をしてこないこと。

※不必要的装飾品を着用していた場合は直ちにはずし、学校で預かり指導を行う。

## エ. 持ち物

- ・カバンについては特に指定しないが、A4サイズのノート、プリント等が折らずに入れられる物を使用すること。  
手ぶら登校はしてはならない。紙袋・ショッピングバッグ、その他通学にふさわしくないと思われるもので登校しないこと。
- ・学習に不必要的もの(ヘアーアイロン、電子ゲームなど)や高価なものは持つてこないこと。
- ・携帯電話(スマートフォン等)は必ず、登校時に生徒玄関の各自のロッカーに貴重品と共に電源を切って入れて必ず鍵をかけること。
- ・校舎内では携帯電話等は使用しないこと。

使っているのを見つけた場合、その場で先生が預かり、終礼後担任もしくは生徒課より返却する。

## □アルバイト

- ・勉学優先のため、原則禁止する。  
経済的な事情でやむを得ず行う場合は、保護者が担任に相談後、学校内での協議後、許可する場合がある。
- ・許可を得た生徒は勉学に差し支えないように行うこと。
- ・1年生は、夏休み前までは、一切のアルバイトを禁止する。

以下の項目に該当するものはアルバイトを許可しない。また、すでに許可されている者についても、以下の項目に該当する事案が発生した場合は、許可を取り消す。

①特別指導を受けた生徒 ※当該学期と次学期の定期考査後まで禁止

②各学期末の成績で赤点4科目以上の者

※次の定期考査まで禁止とする。

③各学期において「遅刻5回」または「欠席5回」になった者。

※1ヶ月間無遅刻・無欠席が続くまで禁止。ただし、学期始めにリセットする。

④生活態度に問題のある者

- ・頭髪、服装等に問題がある者
- ・授業態度が良くない、提出物を出さない者
- ・その他担任、生徒課において問題があると判断された者

※生活態度が改善されたと担任と生徒課が判断するまで禁止とする。

## 《アルバイトの禁止条項》

- ①無断アルバイト
- ②最初にアルコール類を注文する飲食店(居酒屋など)でのアルバイト
- ③夜9時以降のアルバイト
- ④定期考査の時間割発表から考査終了時までのアルバイト

## □夜間外出・外泊

- ・深夜徘徊および友人宅等での外泊はしないこと。

## □学割

- ・受験・旅行等でJRを利用する際は、101Km以上の場合、学割(乗車券の2割引)を利用することができる。
- ・利用希望者は、事務室で「旅行願・学割証交付願」を受け取り、必要事項を記入し担任・生徒課などの許可を受け、事務室に提出する。ただし、手続きに1~2日かかることがあるので、早めに提出すること。

## □自動車免許取得

- ・バイクの免許取得と乗車(同乗含む)は禁止である。万一違反した場合は、**特別指導**の対象となる。
- ・普通自動車免許の取得については、就職内定者は3年次2学期中間考查最終日以降、進学内定者は3年次2学期期末考查最終日以降に届け出をして教習所へ通うことを認めている。
- ただし、運転免許センターでの受験は3年次最終登校日以降とする。

## (8) 特別指導

### □特別指導の対象となる行為

#### ア. 法律で禁止されている行為

- ・喫煙、暴力行為、万引き、自転車などの寸借、パチンコ店への出入りなど。

#### イ. 上記以外で常識や高校生としての本分を逸脱する行為

- ・いじめ行為、授業怠学(さぼり)、無断早退、無断欠席、考查時の不正行為、器物損壊、無断外泊、指導無視、暴言、違反頭髪、過剰な遅刻、無断アルバイトなど。